

京都大学における優秀な博士課程学生に対する支援事業に係る授業料免除に関する特例を定める規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(授業料の免除)</p> <p>第2条 総長は、次の各号の一に該当する者については、当該各号に掲げる授業料を免除する。</p> <p>(1) 独立行政法人日本学術振興会による特別研究員の採用者として、本学の大学院博士課程に在学する者 全額免除</p> <p>(2) 京都大学大学院教育支援機構SPRINGプログラムの採用者として、本学の大学院博士課程に在学する者 半額免除</p> <p>(免除の決定)</p> <p>第3条 授業料の免除の決定は、総長が行う。</p> <p>2 総長は、授業料の免除の決定を行ったときは、その旨を、前条第1号及び第2号に掲げる者(以下「免除対象学生」という。)に通知する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(授業料の免除)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) <u>京都大学大学院教育支援機構次世代AIプログラムの採用者として、本学の大学院博士課程に在学する者 全額免除</u></p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(免除の決定)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 総長は、授業料の免除の決定を行ったときは、その旨を、前条第1号から第3号までに掲げる者(以下「免除対象学生」という。)に通知する。</p> <p>附 則 (令和6年達示第44号)</p> <p>この規程は、令和6年5月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p>